

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税課税処分無効確認、債務不存在確認等請求控訴事件

国側当事者・国（長野税務署長）

平成21年9月16日棄却・確定

（第一審・長野地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年12月17日判決、本資料258号－248・順号11106）

判	決
控 訴 人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	長野税務署長
	山口 徹
指定代理人	中野 康典
	嶺山 登
	馬田 茂喜
	片桐 克典
	三浦 美津留
	清野 将史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁長野税務署長が控訴人に対し平成元年度及び平成2年度をもってなした所得税賦課（課税）処分は無効であることを確認する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、長野税務署長から平成元年分及び平成2年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課処分（以下「本件課税処分」という。）を受け、本件課税処分に基づいて全額を納付した控訴人が、本件課税処分の無効確認を求めた事案である。

原判決は、本件訴えは不適法であるとしてこれを却下し、控訴人は、これを不服として控訴した。

- 2 当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 当事者の主張」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

控訴人が本件課税処分に基づいて全額を納付済みであることについては、当事者間に争いがないところ、控訴人が本件課税処分に基づいて全額を納付した後においては、滞納処分を受けるおそれはないのであるから、現時点において、本件課税処分に起因する紛争を解決するための訴訟形態としては、本件課税処分の無効を前提とした既納税金の返還を求める訴えが直截的で適切な訴訟形態であり、この返還請求訴訟により、控訴人はその目的を達することができるといえる。

したがって、控訴人に行政事件訴訟法 36 条所定の無効確認の訴えの原告適格を認めることはできず、本件訴えは不適法として却下を免れない。

よって、本件訴えを却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却する。

東京高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 小林 克巳

裁判官 山崎 まさよ

裁判官 林 俊之